



JASDAQ

平成27年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社ハリマビシステム
代表者名 代表取締役社長 鴻 義久
(コード番号 9780)
問合せ先 執行役員
管理本部長 関口 達也
(TEL. 045-224-3550)

定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役及び監査役を選任するにあたり、その職責を十分に果たしていただくための一助として責任の範囲を明確にし、社内外を問わず有用な人材を得られるようにするため、取締役及び監査役との責任免除に関する規定を新設し、併せてこの新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容 変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上

(別紙)

定款新旧対比表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第29条 (条文省略) (新設)	第1条～第29条 (現行どおり) (取締役の責任免除) <u>第30条</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を法令の限度において免除することができる。 2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第30条～第38条 (条文省略) (新設)	第31条～第39条 (現行どおり) (監査役の責任免除) <u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を法令の限度において免除することができる。 2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第39条～第42条 (条文省略)	第41条～第44条 (現行どおり)